

## ○ 法人等に関する情報

### 【法14条3号イ関係】

7	<p>答申19（行個）99 「本人に係る「苦情・情報提供・相談処理票」等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本人の情報提供等を端緒として行われた保険医療機関に対する指導に関する情報について、法14条3号イ該当性を認め、不開示を妥当としたもの</li><li>処理票に係る不開示部分のうち、本人に既に説明した内容については、法14条3号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの</li></ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 本件対象保有個人情報について、当審査会において見分したところ、本件不開示部分には、特定保険医療機関において診療報酬の不正請求等が行われている旨審査請求人から提供を受けた情報について、兵庫社会保険事務局での対応方針が具体的に記載されていると認められる。</p> <p>厚生労働省及び地方社会保険事務局等は、保険診療等の質的向上及び適正化を図るため、保険医療機関等に対し、健康保険法等の規定に基づく指導又は監査を行っている。また、処理票は、保険医療機関に関する苦情、情報提供及び相談があった際に作成されるものであり、情報提供者から寄せられた情報は、保険医療機関に対する指導を行う端緒ともなり得るものである。</p> <p>さらに、処理票の対応欄には、保険医療機関に対する苦情や診療報酬の不正・不当請求等についての情報の提供を受けて、指導監督機関がどのように対応すべきか、あるいは、対応したかについて具体的に記載されるものであり、指導に係る情報が記載されることもあり得るところである。</p> <p>(2) そこで検討すると、保険医療機関に対する指導に関する情報は、一般には当該保険医療機関にとって信用低下につながるおそれのある情報であることは否定できず、このため、対応欄の記載内容が開示されると、仮にそこに指導に係る情報が記載されている場合、具体的な医療機関の名称が開示されている本件においては、当該保険医療機関の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになることも推認されるところである。また、特段指導に係る情報が記載されていない場合であっても、そのような場合にのみ開示することになると、不開示とした場合には、当該保険医療機関が何らかの不適切な問題を有していることを認めることとなり、ひいては、法14条3号イの不開示情報を開示することとなるため、妥当ではない。</p> <p>なお、審査請求人は、法14条3号イによる不開示部分については、同号ただし書に該当する旨主張しているが、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ検討すると、本件において、同号ただし書に該当する事情があるとは認められない。</p> <p>以上のことから、このような保険医療機関に対する対応方針が記載された本件不開示部分は、下記（3）で検討する部分を除き、公にすることにより、当該保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当し、不開示が妥当である。</p> <p>(3) 他方、平成17年11月7日受付分の処理票に係る対応欄の不開示部分の下から3行目ないし4行目については、事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人に既に説明した内容であるとのことであり、本人も了知していると推認されることから、これ</p>
---	--	--

		<p>を開示したとしても、当該保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法14条3号イの不開示情報には該当しないため、開示すべきである。</p>
<p>8</p>	<p>答申19（行個）112 「平成17年度に本人が行った申告に関し、特定労働基準監督署が交付した行政指導文書の控の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したに基づき監督署が臨検監督し交付した行政指導文書に関し、法違反の条項について法14条3号イ、5号及び7号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの</li> <li>・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したに基づき監督署が臨検監督し交付した行政指導文書に関し、具体的指導内容について法14条3号イ該当性を認め、不開示を妥当としたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性</p> <p>(5) ⑧前文は、事業場に対し法令違反の是正を求める旨が記載された定型文であるが、当該事業場が特定の法令に違反していることが明らかになるよう、担当労働基準監督官により修正が施されているものである。また、⑩違反法条項等欄には、事業場が違反した具体的な法令名及び条項が記載されている。</p> <p>諮問庁は補充理由説明書において、申告人である審査請求人には、被申告事業場に対して行政指導を行った旨を伝えたと、具体的な指導内容までは伝えなかったことから、当該部分は審査請求人が当然承知している内容とは言えない旨説明する。</p> <p>確かに、一般的には、当該部分は申告人である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。</p> <p>しかしながら、諮問庁は、本件対象保有個人情報に記載された文書は是正勧告書（控）であることを明らかにしており、また、そもそも是正勧告書は法令違反が認められた事業場に対し交付される文書であることを考慮すると、審査請求人の申告に関し、労働基準監督署が被申告事業場の法令違反を認め、行政指導を行ったことは、審査請求人には既に明らかであると認められる。</p> <p>また、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、行政指導が行われた法令違反は、審査請求人本人の労働条件に関するもののみであり、是正が行われれば直ちに審査請求人の知るところとなるものであると認められる。諮問庁が補充理由説明書において、申告に係る法令違反は本件開示請求より前の平成17年10月3日に是正されたとしていることを考慮すると、被申告事業場において審査請求人の申告内容にかかわる特定の法令及び条項の違反が認められたことは、本件開示請求の時点で審査請求人が既に承知していたものと認められる。</p> <p>上記の事情から、本件においては、審査請求人の申告内容にかかわる特定の法令及び条項の違反について、被申告事業場が労働基準監督署から行政指導を受けたことは、審査請求人には既に明らかであると認められるため、⑧前文及び⑩違反法条項等欄を開示することにより、審査請求人に対し、被申告事業場が違反した具体的な法令名及び条項が明らかになっても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。</p> <p>したがって、⑧前文及び⑩違反法条項等欄は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>

		<p>(6) 一方、⑪違反事項欄及び⑫是正期日欄には、被申告事業場が自らの労務管理に関して労働基準監督署から指導を受けた法令違反の内容及び当該違反の是正期限が記載されているが、これらの記載は、被申告事業場に対する臨検監督の結果、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的かつ詳細な記述であり、申告人である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの記載を開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、⑪違反事項欄及び⑫是正期日欄の各記載は、法14条3号イに該当し、同条5号及び7号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p>
25・38	<p>答申25（行個）85 「本人が被災した労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害調査復命書に添付された事業場の作業現場等の写真について、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であることなどから、14条3号イ及び7号イに該当しないとした例</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について (略)</p> <p>(2) 文書2（図1ないし図3）の不開示部分について 当該部分について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、本件図面は、当該事業場から佐賀労働基準監督署に提出された図面であるとのことであった。これを開示すると、当該事業場をはじめとする各事業者が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(3) 文書3（写真1ないし写真16）の不開示部分について 当該部分は当該事業場の作業現場等の写真であり、原処分において当該写真の標題が開示されていることから、当該事業場に勤務していた審査請求人には当然知り得る情報であり、また、特別なノウハウ等が掲載されているとは認められないことから、当該部分を開示しても、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>